

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 4 月 24 日 (金) 第 713 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 、 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 ( 2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

## 公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和 8 年度鹿児島県献血推進計画の公表 (薬務課取扱い) 4

## 公 安 委 員 会 公 告

- 機械警備業務管理者講習実施公告 (生活安全企画課取扱い) 4

## 労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示 (労働委員会事務局取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第306号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 4 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿久根市脇本字フツ原 10941 番 3、字多良迫 10995 番 1、10995 番 7、字鳥越 11281 番 11、11281 番 12、11285 番 1 から 11285 番 3 まで、11286 番、11290 番 1、11293 番 1、11294 番 1、字大漣上 11520 番 6、11520 番 8、11520 番 10、11541 番 4、11544 番 14、11544 番 15、字木生坊 11653 番、字阿房川内 11706 番、11719 番 2、字下瀬戸 11737 番 1
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年4月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市網津町字屋部5516番6、5516番13、5519番8、5519番9、5519番11、5519番17、5520番1、5520番3、5520番4
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）鑪池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月27日から同年5月28日まで
- 3 縦覧場所  
肝付町役場農業振興課

### 鹿児島県告示第309号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和8年4月24日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	令和4年7月12日から 令和7年9月30日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目及び桜ヶ丘四丁	令和8年 4月14日

			目の各一部並びに桜ヶ丘三丁目の全部	
垂水市	令和5年7月25日から 令和7年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市浜平、本城及び終原の各一部	令和8年 4月14日
三島村	令和4年8月26日から 令和6年2月21日まで	地籍図及び地籍簿	三島村黒島の一部	令和8年 4月14日
喜界町	平成31年1月15日から 令和2年2月26日まで	地籍図及び地籍簿	喜界町大字中里の一部	令和8年 4月14日

## 大隅地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和8年4月24日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者就労支援センター愛・あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	特定非営利活動法人愛・あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和8年 3月31日	放課後等 デイサー ビス

## 大隅地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年4月24日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者就労支援センター愛・あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	一般社団法人愛・あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和8年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

## 大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年4月24日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者就労支援センター愛・あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	特定非営利活動法人愛・あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和8年 3月31日	生活介 護・就労 移行支 援・就労 継続支 援 B型
障がい者就労支援	鹿屋市旭原町	特定非営利活動法	鹿屋市旭原町	柳井谷昭平	令和8年	就労定着

センター愛・あい ネット	3593番地27	人愛・あいネット	3593番地27		3月31日	支援
-----------------	----------	----------	----------	--	-------	----

## 大隅地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者就労支援 センター愛・あい ネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	一般社団法人愛・ あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和 8 年 4 月 1 日	生活介 護・就労 移行支 援・就労 継続支援 B型
障がい者就労支援 センター愛・あい ネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	一般社団法人愛・ あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和 8 年 4 月 1 日	就労定着 支援

## 公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和 8 年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定により、令和 8 年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

- 1 講習の実施期間及び講習時間
  - (1) 実施期間  
令和 8 年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで
  - (2) 講習時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 講習の実施場所  
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 3 受講定員  
10 人（原則として、受付先着順とする。）
- 4 受講申込みの受付等

- (1) 受付期間及び時間帯  
 ア 期間  
 令和8年5月19日（火）から同月22日（金）まで  
 イ 時間帯  
 午前8時30分から午後4時まで
- (2) 受付場所  
 ア 鹿児島県内に住所を有する者等  
 受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課  
 イ 鹿児島県外に住所を有する者  
 鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類  
 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- (4) 申込方法  
 受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し、申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料  
 39,000円（39,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）  
 なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- 5 その他  
 (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。  
 (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。  
 (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
 電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

## 労働委員会告示

### 鹿児島県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和8年4月24日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

#### あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業 等	委嘱年月日
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授	平成27.7.14
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
古川 仲二	元 鹿児島県教育長	令和6.7.1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
畑井 清隆	現 志學館大学教授	令和6.7.1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	

保澤 享平	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和6.7.1
前原 友紀子	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和7.4.8
木佐貫 美保	現 U Aゼンセンイケダパン労働組合中央執行書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和2.7.1
海蔵 伸一	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和7.12.9
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和4.7.1
眞下 浩一	現 U Aゼンセン鹿児島県支部長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和6.7.1
中川路 守	現 鹿児島県教職員組合執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和7.9.9
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30.7.2
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和2.7.1
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和4.7.1
竹之内 日出晴	現 株式会社共進組代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和6.7.1
宮之原 美香	現 株式会社清友専務取締役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和6.7.1
伊瀬知 強	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和8.4.14
板東 利治	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和8.4.14
町田 智史	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和8.4.14